

合併調整項目調整状況

事務事業番号	3156	専門部会名	民生	分科会名	廃棄物対策	担当部署	廃棄物対策課
事務事業名	ごみ資源化（容器包装リサイクル法関係）						
合併前の事務事業の状況							
旧上田市	旧丸子町	旧真田町	旧武石村	合併後調整方針(協議会決定)			
<p>【資源物の種類及び再商品化方法】</p> <p>容リ法ルート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトル ・リサイクルできるプラスチック <p>独自ルート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無色ガラス製容器 ・茶色ガラス製容器 ・黒色ガラス製容器 ・その他のガラス製容器 ・古紙（新聞紙、雑誌、雑紙、牛乳パック、ダンボール） ・古布 ・スチール缶 ・アルミ缶 	<p>【資源物の種類及び再商品化方法】</p> <p>容リ法ルート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無色ガラス製容器 ・茶色ガラス製容器 ・その他のガラス製容器 ・ペットボトル ・容器包装プラスチック <p>独自ルート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他紙製容器包装 ・その他プラスチック（トレ－・スチロール） ・スチール缶 ・アルミ缶 ・紙パック ・ダンボール 	<p>【資源物の種類及び再商品化方法】</p> <p>容リ法ルート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルできるプラスチック <p>独自ルート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無色ガラス製容器 ・茶色ガラス製容器 ・その他のガラス製容器 ・ペットボトル ・プラスチック ・スチール缶 ・アルミ缶 ・古紙（新聞紙、雑誌、雑紙、牛乳パック、紙パック、ダンボール） ・古布 	<p>【資源物の種類及び再商品化方法】</p> <p>容リ法ルート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無色ガラス製容器 ・茶色ガラス製容器 ・その他のガラス製容器 ・ペットボトル ・容器包装プラスチック <p>独自ルート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他紙製容器包装 ・その他プラスチック（トレ－・スチロール） ・スチール缶 ・アルミ缶 ・紙パック ・ダンボール 	<p>合併時は現行のとおりとし、新市において、容器包装リサイクル法の適用範囲を拡大する方向で調整する。</p>			
合併後調整内容【調整済】							
<p>・平成19年6月14日の上田市廃棄物処理審議会からの答申を踏まえ、市民負担の公平化や効率的な減量及び再資源化を進めるため、平成20年4月1日から統一を行う。</p> <p>(1)各地域の実情を考慮したうえで、容器包装リサイクル法に基づく指定法人ルートによる再資源化を行うとともに、リサイクルにかかる市場動向や市の財政負担等を勘案する中で、地域によっては独自ルートの処理を行うなど、複数ルートを確保した処理を行うこととする。</p> <p>(2)プラスチック製容器包装ごみは、「プラマークつきプラスチックごみ」の専用ごみ指定袋で分別、排出を行うこととし、全地域で資源化を行うことで</p>				<p>統一を図ることとする。</p>			